

事業報告書			
医療法人整理番号		28165	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人社団三聖会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分あり）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	市区町村	神戸市	
	町名・番地	中央区琴ノ緒町4丁目2番5号	
	建物名		
(3)	設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成11年3月24日	
(4)	設立登記年月日	平成11年3月31日	
(5)	理事長の氏名	岡本	
	姓		
	名	泰行	
	役員及び評議員の人数	6	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	
兵庫県	神戸市	中央区琴ノ緒町4-3-13	オリバー三宮ビル5F	
兵庫県	神戸市	中央区琴ノ緒町3-2-24		

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
病院	三聖病院		281b1b1b188	神戸市中央区琴ノ緒町4-2-5	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
					48	42	90	0	0	0	0

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書				
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）				
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考	
サンケア訪問看護ステーション		神戸市中央区琴ノ緒町4-3-13オリバー三宮ビル5F		
ケアプランセンターサンケア		神戸市中央区琴ノ緒町4-3-13オリバー三宮ビル5F		
デイサービスサンケア		神戸市中央区琴ノ緒町3-2-24		
サンケアホーム神戸三宮		神戸市中央区琴ノ緒町3-2-24		
ヘルパーステーションサンケア		神戸市中央区琴ノ緒町4-3-13オリバー三宮ビル5F		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年5月30日	決算の報告 役員の再任
令和7年6月20日	短期借入金の借換
令和7年9月29日	当座貸越の借換
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由				
医療機関債名		発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設
令和7年5月1日	ヘルパーステーションサングア

2-(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団三聖会
所在地 神戸市中央区琴ノ緒町4-2-5

※医療法人整理番号 28165

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	336,780	I 流動負債	445,824
現金及び預金	116,093	支払手形	
事業未収金	185,505	買掛金	12,010
有価証券		短期借入金	251,000
たな卸資産	10,756	未払金	59,249
前渡金	11,594	未払費用	
前払費用	4,541	未払法人税等	205
その他の流動資産	8,291	未払消費税等	2,366
		前受金	878
		預り金	6,178
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	113,938
II 固定資産	1,226,665	II 固定負債	918,511
1 有形固定資産	1,221,417	医療機関債	
建物	497,130	長期借入金	908,390
構築物		繰延税金負債	
医療用器械備品	12,988	その他引当金	
その他の器械備品		その他の固定負債	10,121
車両及び船舶			
土地	711,180		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	119		
		負債合計	1,364,335
		純資産の部	
2 無形固定資産	2,279	科目	金額
借地権		I 出資金	44,761
ソフトウェア	1,868	II 積立金	154,348
その他の無形固定資産	411	代替基金	
		繰越利益積立金	15,348
3 その他の資産	2,969	その他積立金	
有価証券			
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金			
長期前払費用	1,898	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	1,071	繰延ヘッジ損益	
資産合計	1,563,445	純資産合計	199,109
		負債・純資産合計	1,563,444

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団三聖会
所在地 神戸市中央区琴ノ緒町4-2-5

医療法人整理番号	28165
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,330,647
2 事業費用			
(1) 事業費	77,192		
(2) 本部費	1,262,685		1,339,877
本来業務事業損失			9,230
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			9,230
II 事業外収益			
受取利息	60		
その他の事業外収益	12,308		12,368
III 事業外費用			
支払利息	18,863		
その他の事業外費用	3,070		21,933
経常損失			18,795
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失			0
税引前当期純損失			18,795
法人税・住民税及び事業税	205		
法人税等調整額			205
当期純損失			19,000

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団三聖会
所在地 神戸市中央区琴ノ緒町4-2-5

※医療法人整理番号 2 8 1 6 5

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,563,445 千円
2. 負 債 額	1,364,335 千円
3. 純 資 産 額	199,109 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		336,780
B 固 定 資 産		1,226,665
C 資 産 合 計 (A + B)		1,563,445
D 負 債 合 計		1,364,335
E 純 資 産 (C - D)		199,110

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(	■ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(	■ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名医療法人社団三聖会

※医療法人整理番号

所在地神戸市中央区琴ノ緒町4-2-5

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団三聖会

理事長 岡本 恭行 殿

私（注１）は、医療法人社団三聖会の令和６年会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- （１）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- （２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- （４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年６月３０日

医療法人社団三聖会

監事 市川 正也

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第５１条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第２２条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。